

答申第 39 号
令和 2 年 4 月 6 日

高崎市議会議長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 8 月 16 日、令和元年 9 月 6 日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問 第 215 号、第 217 号、第 218 号

平成 31 年 2 月 15 日付け（第 320 - 7 号）「行政文書非公開決定」

平成 31 年 3 月 27 日付け（第 354 - 1 号）「行政文書非公開決定」

令和 元年 5 月 22 日付け（第 51 - 13 号）「行政文書非公開決定」

に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第215号、諮問第217号、諮問第218号

答申番号：答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市議会議長は、審査請求の対象となった非公開決定を取り消し、非公開とした行政文書について、改めて公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番1から3の（う）欄に記載の年月日に、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番1から3の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件各行政文書」という。）について、別表の項番1から3の（か）欄に記載の年月日に、それぞれ行政文書非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、非公開の理由をいずれも次のとおり付して請求人に通知した。

（非公開の理由）

条例第7条第6号に該当

法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

高崎市議会傍聴規則（昭和41年高崎市議会規則第2号。以下「傍聴規則」という。）第8条に該当

傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番1から3の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表の項番1から3の(け)欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、別表の項番1から3の(い)欄に記載の年月日付けで本件各審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、別表の項番1から3の(さ)欄に記載の年月日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件各行政文書を非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね別表の項番1から3の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和元年12月5日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から3の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書を条例第7条第6号に基づき非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 条例第7条第6号の該当性について

ア 実施機関は、本件各処分において、公開しない理由を本件各行政文書が条例第7条第6号の公開の除外規定に掲げる「法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報」であると主張している。一方、請求人は、本件各行政文書は、条例第7条第6号には該当せず、公開されるべきものであると主張することから、審査会においてその当否を検討する。

イ 本件各請求に係る委員会は、委員長が傍聴を許可しており、委員会の審議

内容は条例第7条第6号の「法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報」とは認められない。

(2) 傍聴規則第8条について

実施機関は、傍聴規則第8条「傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。」の規定により、傍聴人の録音を認めていないことから、傍聴人が録音データを所持することも認めていないと解釈でき、録音データの交付に関しても認められないと主張しているが、当該規則は議会会議中の傍聴人に対する紀律を定めたものであり、会議終了後に会議の記録である録音データの公開を制限するものと解することはできず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条の規定に基づき定めた傍聴規則第8条を根拠に本件各処分をしたことは妥当ではないと認められる。

(3) 高崎市議会会議規則（昭和41年高崎市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第123条について

ア 実施機関は、会議規則第123条で「発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長からの許可を得て発言の訂正をすることができる。」と規定していることから市議会の公式記録である会議録と異なった内容となる可能性がある音声データを交付することができないと主張している。

イ 発言の取り消し、又は訂正が生じる恐れがあるならば、条例第12条第2号の規定により相当の期間を設けて交付することや、発言の取り消し又は訂正があった場合には備考欄等により、その旨を記載する等の方策を検討すべきである。

ウ よって、会議規則第123条により交付ができないとする主張も認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和元年8月16日 令和元年9月6日	諮問 第215号 諮問 第217号、第218号
令和元年9月26日	請求人からの意見書を受領
令和元年12月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年3月5日	答申調整
令和2年4月6日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩